

ご契約者各位

室蘭ガス株式会社

ガス料金の原料費調整制度の一部変更のお知らせ

いつも室蘭ガスをご利用いただきありがとうございます。

当社では、2022年5月分検針時より、ガス小売供給約款および各種選択約款でご契約されているお客さまにおかれまして、各約款を一部変更させていただきますので、お知らせいたします。なお、ガス料金における「基本料金」、「基準単位料金」に変更はありません。

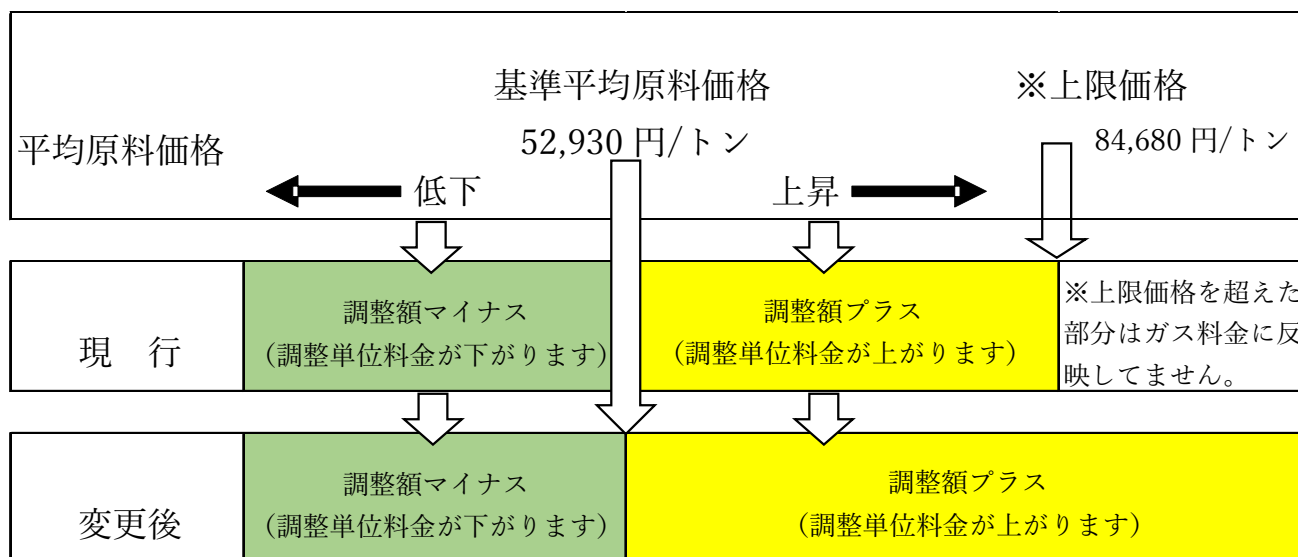
〈変更の内容〉

- ・単位料金の調整における上限値の廃止

原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除します。

- ・ガス小売供給約款 23.(2)② ただし書き 削除
- ・各種選択約款 8.(2)①ii) ただし書き 削除

現行は、平均原料価格の変動が、基準平均原料価格+60%の範囲内で調整を行っていましたが、新制度より平均原料価格の変動すべて調整を行います。



【裏面もご覧ください】

〈対象となる契約種別〉

ガス小売供給約款、選択約款（家庭用省エネ給湯暖房セントラル契約、暖房用季節契約、家庭用FF暖房・給湯契約、家庭用高効率給湯契約、空調夏期契約、時間帯別B契約、シニア向け福祉住宅用給湯暖房契約）

〈原料費調整制度とは〉

- ・都市ガスの原料となるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）は、原油価格や為替レートの影響などにより価格が変動いたします。
- ・原料費調整とは、こうした原料価格の変動を毎月のガス料金に適切に反映させる制度です。

※ なお、変更内容をご承諾いただける場合には、特段のお手続きは必要ありません。

当社ホームページにガス小売供給約款を掲載しておりますので、ご覧ください。

(URL) <https://www.murogas.co.jp/>

〈お問い合わせ先〉

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

(小売り登録番号：B0005)

室蘭ガス株式会社

0143-44-3156

(受付時間) 平日 午前9:00～午後5:00